

平成 2 2 年度事業報告

はじめに、東日本大震災により被災されたすべての皆様に対し心よりお見舞い申し上げます。

平成 23 年 3 月 11 日。世界を震撼、驚愕させた災禍の大きさと広がり、今後、日本経済に、そして世界経済にどのような影響を及ぼしていくことになるのか、予断を許さない状況にあるといえます。一方、世界は、かかる大災害に、静かに立ち向かおうとする日本人の姿に、不屈の精神と強靱な忍耐力を見て、称賛し、感嘆いたしました。わが国の商品先物取引業界は、海外の商品市況が活況を呈する中、出来高は依然として低迷しております。回復への軌道すら見出せない状況にありますが、前向きに、地道に、努力を続けることにより、状況は改善し、回復していくものと固く信じております。

平成 23 年 1 月末には中部大阪商品取引所の解散、東京穀物商品取引所の農産物市場の東京工業品取引所への業務移管の動きなど国内商品取引所の再編の動きがありますが、平成 22 年 10 月には政府の「新成長戦略」に掲げられた総合的な取引所創設に向けた検討が農林水産省、経済産業省、金融庁の 3 省庁合同で行われ、12 月には検討チームによる中間整理が公表され、遅くとも平成 24 年の通常国会での成立に向け関連法案提出の準備を進めている模様であります。

平成 23 年 1 月、改正商品取引所法（商品先物取引法）が施行されましたが、今回の改正により、国内商品市場取引、外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引が一括に規制され、IB 制度の創設や委託者保護基金制度の強化が図られました。また、改正法の施行に併せて、新証拠金制度（SPAN 証拠金）の実施、東京穀物商品取引所による東京工業品取引所の取引システムの共同利用の開始など取引の利便性の向上が図られるとともに、取引時間の延長やスマート CX の実施など、取引拡大に向けた取り組みが進展しております。

本基金は、平成 22 年度におきましては、代位弁済制度の改正として、代位弁済拠出金の見直しを行い、これを純資産額に応じた定額制に改めるとともに、代位弁済制度に係る会員の親会社等に関する書類の提出を求めることができる旨の改正を行いました。また、受託業務に係る預り金制度の廃止については、主務省、取引所等に要請し、受託契約準則が改正され、これが実現いたしました。

さらに、改正法に定める新委託者保護基金に組織変更するための定款、業務規程、会計規程及び諸規程の改正を行い、12月7日には改正法附則第19条第1項に基づく認可申請を行い、12月24日付けで改正法に定める委託者保護基金として主務大臣の認可を受けることができました。

本基金といたしましては、改正法に定める委託者保護基金に移行することにより、念願でありました認可、非課税法人化が実現したことになりますが、これに伴い本基金の担うべき役割は今後益々重要になってまいります。引き続き委託者債権保全の徹底を図るとともに、委託者保護制度の一層の改善を進め、万が一弁済事故が起きた場合にはその迅速な処理に努め、委託者保護及び会員経営の健全化に寄与して参る所存であります。

以下、本基金の平成22年度における各事業の概要は次のとおりであります。

1. 総務関係事項

(1) 定款・業務規程等の改正等について

定款の改正

平成 22 年 11 月 30 日開催の臨時総会において、改正法に定める委託者保護基金になるための定款の改正を行うことが承認され、12 月 7 日に主務大臣に改正法附則第 19 条第 1 項の認可申請（改正法に定める新委託者保護基金になるための認可申請）を行い、12 月 24 日付けで主務大臣の認可を受け、平成 23 年 1 月 1 日付けで施行された。

業務規程の改正

平成 22 年 5 月 31 日開催の第 6 回通常総会において、代位弁済拠出金の算定方法の見直しを行うこととし、代位弁済拠出金を代位弁済契約締結時の直近時の純資産額の 3 段階の階層に応じた定額制に改める業務規程の一部改正を行うことが承認され、6 月 10 日付けで主務大臣に業務規程の変更認可申請を行い、主務大臣より 7 月 5 日付けで認可を受け同日施行された。

また、平成 22 年 11 月 30 日開催の臨時総会において、改正法に定める委託者保護基金になるための業務規程の改正を行うことが承認され、12 月 7 日に改正法附則第 19 条第 1 項の認可申請を行い、12 月 24 日付けで主務大臣の認可を受け、平成 23 年 1 月 1 日付けで施行された。

会計規程の改正

平成 22 年 11 月 19 日開催の第 42 回理事会において、改正法に定める委託者保護基金になるための会計規程の改正を行うことが承認され、12 月 7 日に改正法附則第 19 条第 1 項の認可申請を行い、12 月 24 日付けで主務大臣の認可を受け、平成 23 年 1 月 1 日付けで施行された。

諸規則の改正等

制定されている諸規則の改正及び理事会決定事項については、次のとおりである。

(a) 改正法及び基金の組織変更に伴う諸規程の改正

平成 22 年 12 月 10 日開催の第 43 回理事会において、改正法に定める委託者保護基金になるための定款、業務規程等の改正を行うことから、これらに関連する規定の整

備等を行うため、以下の諸規程の改正を行った。

改正した諸規程

- 「入会金及び会費に関する規則」
- 「定款、業務規程等の施行に関する規則」
- 「個人情報保護規程」
- 「開示等の求めの取扱いに関する規則」
- 「組織規程」
- 「役員候補者選出要領」
- 「監査規則」
- 「運営審議会規則」
- 「規律委員会規則」
- 「委託者保護制度検討委員会規則」
- 「代位弁済審査会規則」
- 「基金分離預託実施要領」
- 「基金代位弁済業務実施要領」
- 「提出書類に係る情報通信技術の利用等に関する実施要綱」
- 「基金分離預託外国通貨取扱細則」

理事会決定事項

- 「資産の管理運用について」
- 「代位弁済積立金を出資又は融資により管理運用している場合における基金代位弁済限度額の上限額に関する取り決め」
- 「退任役員に対する記念品贈呈の額の基準について」

廃止した諸規程

理事会決定事項

- 「取次契約に係る会員の報告、協議等について」
- 「取次業務における会員の報告について」
- 「会員からの報告の徴収について」

(b) 「定款、業務規程等の施行に関する規則」の改正

平成 23 年 2 月 7 日開催の第 44 回理事会において、多額の資金の移動を伴う可能性がある特定店頭商品デリバティブ取引について、会員に対し届出義務を課すための改正を行った。

(c) 「基金代位弁済業務実施要領」の改正

平成 22 年 11 月 19 日開催の第 42 回理事会において、親会社をもつ会員が、当該親会社から運転資金を流用される等して経営破たんする事例が多く見られたことから、代位弁済委託契約の申込時に親会社の財務諸表等の書類の提出を求めることができるよう改正を行った。

また、外部監査が免除される会員が代位弁済委託契約を締結するにあたり、受託会員の場合には代位弁済限度額に対する担保率が 25% から 35% に引き上げられることが、理事会決定事項「外部監査の免除基準について」に規定されていたが、平成 23 年 2 月 7 日開催の第 44 回理事会において、当該内容を基金代位弁済業務実施要領で定義するための改正を行い、1 月 1 日に遡り施行した。

(d) 「財務諸表等に対する監査法人等による監査の免除に関する規則」の制定

平成 23 年 2 月 7 日開催の第 44 回理事会において、従来の理事会決定事項「外部監査の免除基準について」に代えて、新たに「財務諸表等に対する監査法人等による監査の免除に関する規則」を制定し、1 月 1 日に遡り施行した。これに併せて理事会決定事項「外部監査の免除基準について」を廃止した。

(2) 役員等の選出及び異動

任期満了に伴う役員の変更

任期満了により、平成 22 年 5 月 31 日開催の第 6 回通常総会において役員の変更に伴う改選を行った結果、次のとおり選出され、6 月 1 日付けをもってそれぞれ就任した。

(敬称略)

理事長 多々良 實 夫

副理事長 岡 地 和 道

副理事長 黒 木 幾 雄

専務理事	杉 田 定 大
常務理事	庄 司 國 男
理 事	荒 井 史 男
理 事	江 崎 格
理 事	加 藤 雅 一
理 事	高 橋 英 樹
理 事	渡 辺 好 明
理 事	稲 本 都志彦
理 事	上 野 靖 雄
理 事	岡 本 安 明
理 事	落 岩 邦 俊
理 事	川 路 耕 一
理 事	田 中 孝 男
理 事	二 家 勝 明
監 事	坂 本 嘉 山
監 事	細 金 英 光
監 事	有 賀 文 宣

役員の補充選任

平成 22 年 11 月 30 日開催の臨時総会において役員の補充選任を行った結果、会員役員として繁澤宏明氏が理事に選任され、11 月 30 日付けで就任した。

役員等の異動等

期中における役員等の異動については、次のとおりである。

(平成 23 年 3 月末現在の役員等の名簿は別表(1)のとおりである。)

(理事長)

区分	年月日	氏 名	備 考
再任	22 . 6 . 1	多々良實夫	豊商事(株)代表取締役

(副理事長)

区分	年月日	氏名	備考
就任	22.6.1	岡地和道	岡地(株)代表取締役
再任	22.6.1	黒木幾雄	委託者保護基金副理事長

(専務理事)

区分	年月日	氏名	備考
再任	22.6.1	杉田定大	委託者保護基金専務理事

(常務理事)

区分	年月日	氏名	備考
再任	22.6.1	庄司國男	委託者保護基金常務理事

(理事)

区分	年月日	氏名	備考
再任	22.6.1	黒木幾雄	委託者保護基金副理事長
再任	22.6.1	杉田定大	委託者保護基金専務理事
再任	22.6.1	庄司國男	委託者保護基金常務理事
再任	22.6.1	荒井史男	日本商品先物取引協会会長
再任	22.6.1	江崎 格	(株)東京工業品取引所代表執行役
再任	22.6.1	加藤雅一	日本商品先物振興協会会長
再任	22.6.1	高橋英樹	(株)日本商品清算機構代表取締役
再任	22.6.1	渡辺好明	(株)東京穀物商品取引所代表取締役
再任	22.6.1	稲本都志彦	三菱商事「フューチャーズ」(株)代表取締役
再任	22.6.1	岡本安明	岡安商事(株)取締役会長
再任	22.6.1	川路耕一	光陽「ファインツァルトレード」(株)取締役会長
再任	22.6.1	田中孝男	エース取引(株)代表取締役
再任	22.6.1	二家勝明	日本ユニコム(株)代表取締役
就任	22.6.1	上野靖雄	新日本商品(株)代表取締役
就任	22.6.1	岡地和道	岡地(株)代表取締役
就任	22.6.1	落岩邦俊	第一商品(株)代表取締役
辞任	22.10.29	稲本都志彦	三菱商事「フューチャーズ」(株)代表取締役
就任	22.11.30	繁澤宏明	(株)コムテックス代表取締役

(監事)

区分	年月日	氏名	備考
再任	22.6.1	坂本嘉山	セントラル商事(株)代表取締役
再任	22.6.1	細金英光	(株)フジトミ代表取締役
再任	22.6.1	有賀文宣	税理士

(参与)

区分	年月日	氏名	備考
辞任	22.4.30	若村 郷	オリオン取引(株)代表取締役
辞任	22.11.19	繁澤宏明	(株)コムテックス代表取締役
退任	22.12.31	井浪一晃	関西商品取引所常務理事
退任	22.12.31	宇賀神治夫	元補償基金副理事長
退任	22.12.31	上村 勤	(株)アルフィックス代表取締役
退任	22.12.31	河合成治	中部大阪商品取引所常務理事
退任	22.12.31	島津嘉弘	新日本商品(株)代表取締役
退任	22.12.31	長尾梅太郎	(株)東京工業品取引所代表執行役専務
退任	22.12.31	山野昭二	(株)東京穀物商品取引所専務取締役
退任	22.12.31	依田年晃	サンワード貿易(株)代表取締役

(代位弁済審査会委員)

区分	年月日	氏名	備考
辞任	22.4.28	濱地敏明	日本商品先物取引協会事務局長
就任	22.5.25	中曽根淳	日本商品先物取引協会自主規制グループ長
就任	23.2.1	井浪一晃	関西商品取引所常務理事

(委託者保護制度検討委員会副委員長)

区分	年月日	氏名	備考
就任	22.6.3	岡地和道	岡地(株)代表取締役

(委託者保護制度検討委員会委員)

区分	年月日	氏名	備考
辞任	22.4.28	濱地敏明	日本商品先物取引協会事務局長
就任	22.6.3	守田 猛	日本商品先物取引協会副会長
辞任	22.6.16	秋田 治	日本商品先物振興協会常務理事
就任	22.9.24	杉原吉兼	日本商品先物振興協会常務理事
辞任	22.10.29	稲本都志彦	三菱商事フューチャーズ(株)代表取締役
就任	23.3.1	車田直昭	ドットコモディティ(株)取締役会長

(3) 会員の異動状況

前年度末の会員数 37 社について、本年度中に別表(2)のとおり異動があり、平成 23 年 3 月 31 日現在の会員数は 34 社となり、その会員名簿は別表(3)のとおりである。

(4) 会員の名称(商号)変更等

会員の名称(商号)変更

期中における名称の変更は、次のとおりである。

変更前	変更後	変更年月日
エルガン・スタンレー証券(株)	エルガン・スタンレー MUFG 証券(株)	22.5.1

会員代表者の変更

期中における会員代表者の変更は、次のとおりである。

会員名	変更前	変更後	変更年月日
新日本商品(株)	島津嘉弘	上野靖雄	22.5.20
MF Global FXA 証券(株)	吉岡成泰	西脇寿宏	22.5.31
ドットコモディティ(株)	車田直昭	舟田 仁	22.6.30
北辰物産(株)	松本博任	釘持宏昭	22.10.14
(株)コムテックス	桜井 明	繁澤宏明	22.11.1
ニュー・エッジ・ジャパン証券(株)	ジュリアン・ルノーブル	久野喜夫	23.1.1

2. 一般委託者への支払及び関連業務

(1) 期中に発生した弁済案件に係る処理

平成 22 年度において、本基金は、通知商品先物取引業者（以下、特に断りがない場合には平成 22 年 12 月末までの呼称である通知商品取引員も含む。）が一般委託者債務の円滑な弁済が困難であるかどうかの認定及び当該認定に基づき債権の届出を受けるための公告事項を定めること等について意見を聴くため、業務規程等に基づき、運営審議会を 6 回（委員の認可申請手続き及び正副委員長の互選のために開催した 2 回を含む）開催した。

当年度において、商品先物取引法第 303 条第 1 項に基づく通知商品先物取引業者となった会員は 4 社であり、そのうち業務規程に定める自主弁済案件と認定した会員は 2 社、分離保管弁済案件と認定した会員は 2 社であった。

なお、弁済困難の認定を受けた会員はいなかったため、法第 306 条第 1 項に定める基金による一般委託者に対する支払を実施することはなかった。

また、法第 308 条に定める返還資金融資を実施することもなかった。

当該通知商品先物取引業者となった会員 4 社に係る処理については、次のとおりである。

オムニコ(株)の処理について

オムニコ(株)は平成 22 年 4 月 19 日に商品取引受託業務廃止の公告（廃止日 5 月 20 日）を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため、本基金は、同日立入監査を実施するとともに、運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を分離保管弁済案件と認定した。

更に、同社の委託者からの算定対象債権額の届出を受けるため、業務規程第 36 条の規定に基づく弁済公告を同日付けで掲示場に行うとともに、電子公告を 4 月 19 日付けで行った。（終了期日は 5 月 28 日）

弁済公告の終了期日の 5 月 28 日を経過しても、本基金に対し、オムニコ(株)に係る算定対象債権額の届出を行った者はいなかった。また、同社に係る委託者債務の弁済も 5 月 28 日までに終了していることが確認された。この結果、6 月 1 日付けで本基金は、同社との分離保管弁済契約を解除した。

なお、同社は 5 月 20 日付けで商品取引受託業務を廃止したため、5 月 21 日付けで会員脱退した。

(株)中部第一の処理について

(株)中部第一は平成 22 年 11 月 12 日に商品取引受託業務廃止の公告（廃止日 12 月 27 日）を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため、本基金は、同日立入監査を実施するとともに、運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を分離保管弁済案件と認定した。

更に、同社の委託者からの算定対象債権額の届出を受けるため、業務規程第 36 条の規定に基づく弁済公告を同日付けで掲示場に行うとともに、電子公告を 11 月 12 日付けで行った。（終了期日は平成 23 年 1 月 6 日）

弁済公告の終了期日の 1 月 6 日を経過しても、本基金に対し、(株)中部第一に係る算定対象債権額の届出を行った者はいなかった。また、同社に係る委託者債務の弁済も 12 月 21 日までに終了していることが確認された。この結果、1 月 11 日付で本基金は、同社との分離保管弁済契約を解除した。

なお、同社は 12 月 27 日付で商品取引受託業務を廃止したため、12 月 28 日付で会員脱退した。

GINGA PETROLEUM (SINGAPORE)PTE LTD の処理について

GINGA PETROLEUM(SINGAPORE)PTE LTD は商品先物取引法による商品先物取引業者の許可の申請を行わなかったことから、商品先物取引法の施行日である平成 23 年 1 月 1 日には商品先物取引業者の許可の効力が失効した。このため、同社は当該状況から、業務規程第 28 条第 2 項に基づき通知商品先物取引業者に該当したとみなされることから、1 月 6 日に立入監査を行ったところ、委託者債権の弁済が完了していることを確認した。又、同社より委託者債務の弁済が完了している旨の自主弁済計画が提出された。基金では弁済難易度の認定を行うため、1 月 17 日に書面により運営審議会を開催し、委員個別の意見を聴取の上で、同社の弁済難易度を自主弁済案件と認定した。また、同社から提出された自主弁済計画について、「実施済み」として認定した。

これにより、本基金は、1月17日付けで同社との分離保管弁済契約を解除した。

なお、同社は、前述のとおり1月1日に商品先物取引業者でなくなったため、同日会員脱退した。

丸梅(株)の処理について

丸梅(株)は平成23年2月28日に商品先物取引業の廃止公告(廃止日3月31日)を行ったことから、同社は通知商品先物取引業者となった。このため、本基金は同日同社に立入監査を行ったところ、委託者債務の弁済が完了していることを確認した。

また、同社より委託者債務の弁済が完了している旨の自主弁済計画が提出された。

これを受け、基金では弁済難易度の認定を行うため、3月10日に書面により運営審議会を開催し、委員個別の意見を聴取の上、同社の弁済難易度については、自主弁済案件として認定した、また、同社から提出された自主弁済計画については、「実施済み」として認定された。

これにより、本基金は会員脱退後の4月1日付けで同社との分離保管弁済契約を解除した。

なお、同社は3月31日付けで商品先物取引業を廃止したため、4月1日付けで会員脱退した。

(2) 前年度より繰り越した弁済案件に係る処理

期中に発生した弁済案件とは別に、通知商品先物取引業者2社については、次のとおり前年度より引き続き関連処理を行った。

MMG アローズ(株)に係る求償債権回収金について

破産したMMG アローズ(株)については、同社の委託者に対して基金は、基金代位弁済として、118,770,549円を支払っているが、基金は既に代位弁済における担保権を行使して、3,550万円を回収するとともに、信認金250万円を破産管財人の同意及び東工取の協力を得て回収している。

破産管財人より本基金に対し、平成23年1月11日付け文書により同社の破産手続

きに係る訴訟関係等が凡そ整理されたことから、簡易配当を行う旨の通知が行われた。基金としては、これ以上配当が増える見込みがないことから、当該簡易配当について同意することとした。この結果、2月7日に振込みにより2,464,097円（基金申出債権額80,770,549円、配当率3.05%）の配当を受けた。

タイコム証券㈱に係る求償債権回収金について

破産したタイコム証券㈱について、基金は同社の委託者に対し、基金代位弁済等で193,000,000円を支払っているが、基金は既に代位弁済における担保権等を行使して90,893,272円を回収するとともに、信認金270万円を回収している。

同社の破産状況について、破産管財人からの平成23年3月1日付け文書によると、訴訟を数件抱えていること、破産財団の状況では優先債権を払うので精いっぱい、一般債権者に対する配当見込みは現段階では低いといわざるを得ないということである。

したがって、このままの状況で推移すると、3～5年後には異時廃止となることが想定される。

3. 委託者保護資金及び負担金等の徴収及び管理

(1) 委託者保護資金の額及び資金積戻計画

本基金は、平成17年5月1日に(社)商品取引受託債務補償基金協会からの資産の承継により、委託者保護資金として9,853百万円を造成した。

平成21年度において一般委託者支払が行われなかったため、委託者保護資金の額が業務規程に定める委託者保護資金の造成水準（98億円）を下回ることにならなかったことから、平成22年度は資金積戻計画を定めなかった。また、平成22年度においては、一般委託者支払が行われなかったため、委託者保護資金は、平成23年3月末日現在で9,853百万円を維持している。

(2) 新規会員負担金及び預託金について

平成 22 年度は資金積戻計画を定めなかったため、新規会員に対し、新規会員負担金の納付に代えて預託金の預託を求めた。

なお、平成 21 年度に業務規程が改正され、業務規程第 10 条に基づく預託金は一律 400 万円となったことにより、400 万円未満の会員 3 社については、平成 22 年 12 月末までに追加預託を受けた。

また、本基金は平成 23 年 1 月より非課税法人となったことにより、預託金制度を廃止し会員加入時には新規会員負担金を徴収する予定であったが、この新規会員負担金については本基金が租税特別措置法施行令第 39 条の 22 第 5 項に基づく財務大臣指定を、平成 23 年 3 月末までに受けることができなかつたため、引き続き預託金として取り扱う措置をとった。この結果、平成 22 年度における会員加入に伴う新規預託金の受入は 3 社 1,200 万円、本基金からの脱退による返還は 2 社 800 万円であり、平成 23 年 3 月末日現在で、9 社の会員から 3,600 万円の預託金の預託を受けている。

(3) 委託者保護資金等の管理

委託者保護資金

委託者保護資金については、第 1 回理事会決定に基づき管理運用を行っているが、これに基づいた平成 23 年 3 月末日の格付別及び期間別運用実績は次のとおりである。

(a) 格付別運用実績

・ S 格運用 (国債・政府保証債等)	50.7%
・ A 格運用 (ムーディーズ A 3 以上)	49.3%

(b) 期間別運用実績

	基本目標率	実績比率
・ 1 年以下	10%	6.7%
・ 1 年超 3 年以下	10%	8.1%
・ 3 年超 5 年以下	50%	32.5%
・ 5 年超	30%	52.7%

基金分離預託財産及び代位弁済積立金

基金分離預託財産、代位弁済積立金及び代位弁済担保については、第 12 回理事会決定

により「資産の管理運用について」に基づき、普通預金又は定期預金で管理運用している。

なお、代位弁済積立金を原資として、第 28 回理事会及び第 34 回理事会決定により改正された「資産の管理運用について」に基づき、平成 22 年 3 月 25 日に(株)東京穀物商品取引所に対し 4 億 5,000 万円の融資を行ったが、平成 22 年 5 月 31 日に全額返済された。さらに、12 月 1 日に中部大阪商品取引所からの要請を受け、同取引所が所有していた(株)日本商品清算機構株式（種優先株式 1,250 株、普通株式 1,250 株）を 2 億 9,200 万円で譲受した。

4 . 委託者資産保全措置の管理

(1) 分離保管弁済契約の締結状況

平成 22 年度において、業務規程に定める分離保管弁済契約を新たに締結した会員は 3 社、契約を変更した会員は 2 社、契約を解除した会員は 6 社であり、平成 23 年 3 月末の契約会員は 34 社であった。

なお、分離保管弁済契約における対象契約型の選択状況は（平成 23 年 3 月 31 日現在）別表(3)のとおりである。

(2) 指定信託の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、指定信託契約の受益者代理人としての管理を行った。期中において、新たに指定信託契約を締結した会員は 0 社、指定信託契約の変更等（指定信託額の変更を含む）を行った会員は 0 社、指定信託契約を解除した会員は 3 社であり、平成 23 年 3 月末の契約会員は 2 社、指定信託額の総額は 300 百万円であった。

(3) 基金分離預託の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、(株)日本商品清算機構の共同清算システムを通じ、委託者資産保全措置として会員からの金銭及び有価証券の預託を受け等の基金分離預託業務を行った。期中において、基金分離預託契約を新たに締結した会

員は3社、契約を解除した会員は6社であった。平成23年3月末の契約会員は34社、基金分離預託の総額は2,160百万円であった。

また、改正法の施行に合わせて、基金分離預託契約の内容について一部見直すこととした。当該見直し事項は、必要がある場合には基金分離預託財産の払い出しを制限すること、分離保管弁済契約が解除された場合には基金分離預託契約も解除することの2点である。

このため、平成23年1月1日付で基金分離預託契約を締結している会員33社と基金分離預託契約一部変更契約を締結した。

(4) 銀行等保証の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、銀行等保証委託契約の適切な管理を行った。期中において、銀行等保証委託契約の締結を行った会員は0社、同契約の変更を行った会員は0社、同契約の解除を行った会員は0社、平成23年3月末の契約会員は0社、保証額の総額は0円であった。

(5) 基金代位弁済の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、基金代位弁済業務を行った。

前年度末において、基金と代位弁済委託契約を締結している会員は22社(代位弁済限度額の総額8,866百万円)であった。期中において、代位弁済委託契約の変更等を行った会員は、新規契約締結会員3社、代位弁済限度額の変更会員5社、担保変更延べ3社、契約解除2社(期間満了により更新しない会員を含む。)であった。その結果、平成23年3月末の契約会員は23社(代位弁済限度額の総額は7,652百万円)であった。

基金代位弁済制度の改正

基金代位弁済拠出金の見直し

新規会員が基金代位弁済委託契約を締結するためには、業務規程に定める代位弁済拠出金を負担しなければならないが、当該拠出金の算出方法は、純資産額をベースに計算することとしていたため、会員によっては、1億円以上の高額な金額になることがあった。

一方、取次会員については、弁済リスクが小さいとして、拠出金額を一律 100 万円としていたが、平成 21 年に破綻した取次会員の事例を踏まえると、実質上の弁済リスクは受託会員と変わらないか、あるいはそれ以上であり、受託会員の負担額と大きな差が生じていることが明らかとなった。

このような状況を改めるため、代位弁済拠出金は、既存の会員との応分な負担を図る。受託・取次に区分なく一律のものとする。高額な拠出金とならないようにする。純資産額の多寡に応じた定額的なものとする。等に配慮した金額に見直すこととした。

このため、代位弁済拠出金を当該契約締結希望時の直近時の純資産額 3 段階（下記表参照）の階層に応じた定額制とすることについて、委託者保護制度検討委員会で検討を行い、了承を得た。これを受け、業務規程第 50 条の改正について平成 22 年 5 月 19 日開催の第 38 回理事会及び平成 22 年 5 月 31 日開催の通常総会にそれぞれ付議し承認を得たので、主務大臣に業務規程の変更認可申請を行い、7 月 5 日付けで主務大臣の認可を受けたので同日付けで施行した。

また、当該改正により関連する定款、業務規程の施行に関する規則第 19 条第 1 項の改正も行った。

純資産額の区分	基金代位弁済拠出金
50 億円以上	2000 万円
20 億円以上 50 億円未満	1000 万円
20 億円未満	500 万円

代位弁済担保の設定基準の見直し

基金代位弁済委託契約締結に伴い必要となる代位弁済担保については、受託会員と取次会員又は非清算会員とではその取扱い（担保率）を異にすること（受託会員は 25%以上、取次会員又は非清算会員は 50%以上）を前年度に決定し、それを代位弁済業務実施要領に反映させた。しかし、業務規程においては、「会員は原則として 4 分の 1 以上を」必要とすると規定したままであり、齟齬が生じかねない状況であった。このため、業務規程第 57 条の改正について平成 22 年 5 月 31 日開催の通常総会に付議し承認を得たので、主務大臣に業務規程の変更認可申請を行い、7 月 5 日に主務大臣の認可を受けたので同日付けで施

行した。

代位弁済制度に係る会員の親会社等に関する書類の提出義務付け

最近の会員破綻の実情をみると、会員が親会社等グループ会社から影響を受けて、財務の健全性を失い、その結果、手許流動性の不足をまねき、受託業務廃止に追い込まれることが多くみられるようになった。このため、基金としては会員の親会社の実情等について把握する必要があるとして、代位弁済契約を締結する場合の申込時の審査資料として親会社の財務諸表等を追加すること、さらに契約締結に当たって、契約期間内において親会社から財務諸表を提出する旨の念書を差入れすることを追加することとした。

このため、平成 22 年 11 月 19 日開催の第 42 回理事会で代位弁済業務実施要領を改正し、即日施行した。

その他

代位弁済契約締結の審査事項については、代位弁済業務実施要領第 13 条に規定されており、かつ、内規で純資産額と収支のバランスをみることにしていたが、この内規の項目が近年、審査においては非常に重要なファクターとなってきた。このため、当該項目については、内規ではなく、代位弁済業務実施要領第 13 条第 3 項に追加することとした。

このため、平成 22 年 11 月 19 日開催の第 42 回理事会で代位弁済業務実施要領を改正し、即日施行した。

外部監査の免除基準の改正に伴う改正

理事会決定事項としていた外部監査の免除基準を規則として制定し直したことにより、外部監査を免除する会員が基金代位弁済委託契約の締結を希望する場合又は締結している場合の措置について、次のとおり手当てすることとした。

すなわち、受託会員が代位弁済契約を締結している場合又は締結しようとする場合において、外部監査を免除する場合には、当該契約の担保率は 25% から 35% に変更されることにした。なお、取次会員の場合には、担保率は 50% のままとした。

このため、平成 23 年 2 月 7 日開催の第 44 回理事会で代位弁済業務実施要領を改正し、

同年 1 月 1 日に遡り施行した。

平成 23 年 1 月 1 日を始期とする基金代位弁済委託契約の締結手続きについて

当該契約は、平成 22 年 12 月末をもって満了することから、平成 23 年 12 月末を終期とする契約を新たに締結するため、平成 22 年 10 月 6 日に契約手続きについて各会員に通知した。当基金は 12 月 10 日開催の第 18 回代位弁済審査会において、申込会員の審査を実施し、12 月 10 日開催の第 43 回理事会において当該契約の締結について承認を受けたことを踏まえ、平成 23 年 1 月 1 日付けで会員 23 社（更新 22 社、新規 1 社）と当該契約を締結した。（代位弁済限度額の総額は 7,652 百万円、契約会員のうち基金代位弁済実施要領第 13 条第 4 項に基づき代位弁済担保の積み増し、契約期間の短縮、親会社等からの念書の差入れ等を条件に契約を締結した会員は 2 社であった。）

5 . 会員に対する監視、監査等

(1) 会員に対する常時監視

c f e f システムにおいて、分離保管等に関する調書（委託者資産保全措置の状況）の日報の受付に加え、純資産額に関する調書の「2 . 附属明細表」以下を除く月次報告書類の受付を行っている。

平成 23 年 1 月の改正法施行に伴い、日報においては分離保管等に関する調書に代わり、定款、業務規程の施行に関する規則に「委託者等資産保全措置に関する調書」を定め、これに基づく報告を、月次報告においては省令に定められた「月次報告書」等の様式に係る報告を受けるべく、システム変更を行った。

(2) 会員に対する監査

随時会員に対して委託者資産保全の観点から、単独又は関係団体と共同で立入監査を行った。また、委託者総合管理表及び委託者資産管理・保全台帳について書面監査及び立入監査を行い、必要な指導を行った。

平成 23 年 1 月の改正法施行に伴い、省令別表に定める帳簿の項目変更が行われたことから、監査項目の充実のために、定款、業務規程の施行に関する規則に「委託者に係る純負債を計算するための項目の管理」を定め、これに基づき監査を行い、必要な指導を行った。

上記の結果、立入監査対象会員は 29 社、立入監査回数は 44 回であった。

(3) 外部監査

会員の財務諸表等に対する公認会計士又は監査法人による監査を引き続き実施した。

なお、平成 22 年度の財務諸表の外部監査の適用免除については、2 社より本基金あて当該免除の申出があったが、2 社ともに免除要件に該当していたことから、本基金は当該申出会員について外部監査を免除することとした。

なお、外部監査については、会員は業務規程第 26 条により公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならないこととなっているが、同条ただし書きにより、基金の承認を受けた場合にはこの限りではないとされ、その承認の条件等については、理事会決定事項である「外部監査の免除基準について」で定められていた。しかし、当該理事会決定事項から正式な規則として制定しなおすとともに、監査の免除申請を行う場合の免除申請の時期及び申請書類等を明示するなどの所要の改正を行った。このため、平成 23 年 2 月 7 日開催の第 44 回理事会で「財務諸表等に対する監査法人等による監査の免除に関する規則」を制定し、平成 23 年 1 月 1 日から遡り施行した。

(4) 改善の指示等

立入監査を行った際に、必要に応じて業務改善の指示等を行った。

(5) 会員に対する制裁

平成 23 年 3 月 28 日に第 3 回規律委員会を開催して、会員の制裁に関する考え方（内規）の一部改正についての審議を行うとともに、最近 1 年間における会員に係る行政処分及び制裁等に関する状況について意見交換を行った。

6.その他の業務

(1) 裁判上又は裁判外の行為

基金が被告又は原告となっている訴訟関係は、平成 21 年度において、全て終結した結果、平成 23 年 3 月 31 日現在、生じていない。

(2) 委託者保護業務に関する調査及び研究

平成 22 年度において「代位弁済拠出金」、「受託業務に係る預り金」、「親会社等の問題」、「委託者専用口座」、「供託できない有価証券の換金化の問題」及び「取次問題」について委託者保護制度検討委員会で検討を行った。

代位弁済拠出金について

基金代位弁済制度の改正 欄において記載しているとおりである。

受託業務に係る預り金について

受託業務に係る預り金を利用している会員が実質数社となったこと、また、同預り金制度の本来の趣旨から逸脱した使い方をしかねない会員も見受けられたことに鑑み、基金の弁済リスクを減免する目的から、同預り金を廃止する方向で検討した結果、廃止することが妥当との結論に達した。

そのためには、同預り金の根拠である分離保管調書等に関する事項、受託契約準則等及び統一経理基準等の改正が必要であることから、分離保管に関する事項については主務省に、受託契約準則については取引所に、統一経理基準及び委託のガイドについては日商協に、それぞれ改正要請を行った。

この結果、各団体よりそれぞれ改正する旨の承諾を得たので、改正法の施行日である平成 23 年 1 月 1 日までに全て改正された。

親会社等の問題

基金代位弁済制度の改正 欄において記載しているとおりである。

委託者専用口座の義務付けについて

委託者と取引員の間において、証拠金等の入出金する口座については、平成 17 年 4 月末までは分離保管口等の口座名義で管理し自己口座と区別していたが、平成 17 年の改正商品取引所法以降はそのような専用口座で管理せず、諸口支払いの口座等と一緒に口座で管理することが可能となり、会員の利便性は向上した。

しかし、当該方式は基金にとって無用な弁済リスクを負いかねないリスクが内包していることが明らかとなった。つまり実際に経験したことであるが、取引員が破産した当日に証拠金等の振込を行った委託者が存在したものの、同日破産管財人が同取引員の口座等をロックアウトしてしまい、基金は当該委託者財産の確認ができず、ともすると必要のない弁済リスクを負わされかねないことが現実化したことである。

このようなケースを回避する方策として、破産財団から入出金口座を隔離することの事実上の可能性を明確にするため、会員に対し委託者の入出金のための専用口座を別途作成することを義務付けし、この口座のみを通じて委託者との間での資金の受け払いを行うことを提案することとした。

このため、業務規程で当該手当てを行うこととする旨を 9 月 15 日開催の第 19 回委託者保護制度検討委員会に付議したが、ロックアウトされた当日に委託者が振込をすることは非常にまれなケースであること、委託者専用口座に保管したものが、破産法上別除権が付されるのであれば、意味があるが、手間がかかるだけでメリットが少ないといわざるを得ないとの判断に至り、当該事項については現行のままとした。

供託できない有価証券の換金化の問題について

平成 21 年 1 月より上場会社の株式については、「株券の電子化」が実施され、充用有価証券の取扱い株式についても、電子化されたもの（以下「振替株式」という。）となっている。

このため、商品先物取引業者が商品先物取引業を廃止する際、従来の現物有価証券であれば、居所不明や受領拒否等の供託事由がある場合には、法務局へ供託することにより弁

済供託として取り扱うことが可能であったが、社債、株式等の振替に関する法律第 278 条により、振替株式等一部の有価証券については、法務局に供託することができないこととなった。

一方、商品先物取引業者が商品先物取引業を廃止するにあたり、委託者に振替株式等一部の有価証券を返還するには、委託者と連絡を取りながらその作業を行うこととなるが、居所不明や受領拒否等の委託者に対しては当該振替株式等を供託できないことから、当時の受託契約準則では、委託者債権の完済は不可能となりかねない状況となっていた。

そのため、当該商品先物取引業者は、本基金と締結している分離保管弁済契約及び取引所等に対する質権の解除ができず、会社の清算業務にも支障が出かねないこととなるので、「振替株式を換価処分し、換価処分した現金を供託可能とする。」ため、受託契約準則第 18 条の 2 の改正を関係商品取引所に要請したところ、改正法の施行までに関係取引所の受託契約準則が改正された。

取次問題

取次業務については、委託者債権の保全上、種々の問題があることが判明したことから、当該問題への対応を検討するため、平成 21 年度において委託者保護制度検討委員会等で検討を行った結果、平成 21 年度においては、取次会員に対する代位弁済担保について契約額の 50%を下限とすることとした。

しかしながら、取次者と取次受託者との間の取次契約の問題については、法的な問題や会員からのヒアリングを踏まえて検討する必要があることから、引き続き平成 22 年度においても検討を行うこととした。

当該検討を行うに当たり、平成 22 年 5 月～6 月の間にかけて、取次契約を締結している会員 18 社（取次会員 11 社、受託会員 7 社）に対してヒアリングを行った結果、取次委託者からの建玉処分に係るリーガルリスクの回避、問題会員の早期発見のために基金に対する報告の義務付け、協議義務・取次契約の解除の検討時の報告の義務化、証拠金返戻業務の基金への委任、等について検討することになった。

しかし、これらの検討課題を解決するには受託契約準則、基金の定款及び業務規程の改正が必要であることから、顧問弁護士に相談するとともに受託契約準則の改正について、

取引所に対し改正の申し入れを行う一方、定款及び業務規程についても改正商品取引所法の施行に合わせて実施できるよう対応することとした。

なお、取次契約に係る保証金の有効活用については、特定会員の問題であるとして、これを委託者保護制度検討委員会での検討事項から除外することとした。

また、取次委託者の取次先又は他の取次者への建玉・委託者債権のトランスファーについては、個人情報の開示に係る同意及び3者間契約の締結に時間がかかることから、これの短縮化や効率化を図るべく検討を行ったが、技術的に難しく、これを断念した。

以上の経緯を踏まえ、9月27日開催の第20回委託者保護制度検討委員会において、取次問題について検討を行い次のような対応を行うこととした。

(a) 建玉処分問題

受託会員が取次会員の建玉を処分する場合に、取次会員の破産以外の場合においても建玉処分が行われる可能性を踏まえ、通知商品先物取引業者に該当する要件の例にならない受託契約準則第37条の2の改正を要請した。なお、この改正要請には、取次委託者は当該建玉処分について異議を申し立てることができない旨を盛り込むこととした。

(b) 取次契約解除検討時の報告及び協議等

取次契約解除は取次委託者の建玉が処分される重要な問題に係る事項であることから、当該契約を解除しようとする会員は基金に対して報告する義務を負っているが、理事会決議事項による報告の義務づけであったことから、当該報告の重要性に鑑み、これを定款に明記することとした。

(c) 証拠金返戻の委任業務

取次会員が破産した場合、通常JCCHに預託されている証拠金は受託会員が直接取次委託者に返戻することになるが、取次会員の個人情報に接したくないことや不慣れであることを理由に当該返戻業務を行うのを忌避しようとする会員の存在も否定できない。

また、取次会員が破産してはいないが、当事者能力を失っていたり、差押等を受けることが懸念される場合には、証拠金等が毀損する可能性があるが、これが現実化した場合には基金のペイオフリスクに繋がるのが懸念される。このような状況に鑑み、基金は会員からの委任に基づき取次委託者へ直接証拠金を返還できるようにした。

このため、受託契約準則の改正を要請するとともに、会員と基金との間において業務委

託契約を締結することとなった。

以上により、改正法の施行日である平成 23 年 1 月 1 日には受託契約準則の改正が行われるとともに、基金の定款・業務規程においても改正が行われた。

また、当該改正に合わせて、会員に対し、締結している取次契約書の見直しを要請するとともに、万一の場合に備えて、証拠金の返戻業務を基金が代行して行えるように、基金と会員の間において、業務委託契約を締結することとした。

この結果、取次契約を締結している会員 19 社中 2 社を除いた 17 社と当該契約を締結した。

(3) 広報の実施

会員、委託者、関係機関等に、本基金の業務及び委託者保護制度の内容をより幅広く周知してもらうため、本基金のホームページにおいて、本基金のしくみ、会員名簿、定款・業務規程及び提出書類等を掲載するとともに、統計データ等の情報の提供を行った。

なお、本年度中のアクセス数は 75,230 件であった。

(4) 改正商品取引所法（商品先物取引法）に係る対応等

改正商品取引所法（商品先物取引法）が平成 23 年 1 月までに段階的に施行されることとなったが、これにより委託者保護基金制度の強化に向けた改正が行われたことから、本基金は改正法に定める新委託者保護基金（認可法人・非課税法人）に移行するための組織変更を行うことが必要となった。

そのため、平成 22 年 11 月 19 日開催の第 42 回理事会及び 11 月 30 日開催の臨時総会において、改正法に定める委託者保護基金になるための認可申請を行うこと、また、改正法の内容に合わせた定款及び業務規程等の改正（会計規程の改正は理事会決議のみ）を行うことを決議した。

これを受け、主務大臣に対し 12 月 7 日付けで認可申請を行い、12 月 24 日付けで商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 74 号）附則第 19 条第 1 項の規定に基づく認可を受けた。

また、これらの法令及び本基金の定款、業務規程の改正に関連して、基金の組織変更等

に伴う諸規程の改正について、12月10日開催の第43回理事会で決議し、改正法の施行日（平成23年1月1日）と同時に施行した。

更に、平成23年1月5日に組織変更の登記申請（政令第196号第22条第1項）を行うとともに、1月12日付けで主務大臣あて法第282条第2項に基づく届出を行った。

（5）事務所の移転について

東京穀物商品取引所が所有する取引所ビルの売却に伴い、同取引所より本基金に対する立退要請を受け、これに同意し本基金の事務所を平成22年度中に移転することとした。このため、平成22年12月10日開催の第43回理事会において、事務所の移転について付議し、事務所の移転先等については理事長一任とすることで承認された。しかし、登記の関係から事務所の所在地及び移転日の記載された議事録の添付が必要となることから、再度平成23年2月7日開催の第44回理事会において、事務所の所在地及び移転日についての決議を行い、2月28日付けで東京都中央区日本橋人形町三丁目8番1号に事務所を移転した。

（6）その他

会員懇談会の開催

会員代表者と本基金の運営及び予算のあり方等について意見交換を行うため、次のとおり会員懇談会を開催した。

東部地区 平成23年2月22日 東京工業品取引所

西部地区 平成23年2月24日 ホテル日航大阪

別表(1)

役員等の一覧（平成23年3月末日現在）

(役員)

理事長	多々良 實 夫（豊商事(株)代表取締役）
副理事長	岡 地 和 道（岡地(株)代表取締役）
副理事長	黒 木 幾 雄（日本商品委託者保護基金）
専務理事	杉 田 定 大（日本商品委託者保護基金）
常務理事	庄 司 國 男（日本商品委託者保護基金）
理 事	荒 井 史 男（日本商品先物取引協会会長）
理 事	江 崎 格（株東京工業品取引所代表執行役）
理 事	加 藤 雅 一（日本商品先物振興協会会長）
理 事	高 橋 英 樹（株日本商品清算機構代表取締役）
理 事	渡 辺 好 明（株東京穀物商品取引所代表取締役）
理 事	上 野 靖 雄（新日本商品(株)代表取締役）
理 事	岡 本 安 明（岡安商事(株)取締役会長）
理 事	落 岩 邦 俊（第一商品(株)代表取締役）
理 事	川 路 耕 一（光陽ファイナンシャルトレード(株)取締役会長）
理 事	田 中 孝 男（エース交易(株)代表取締役）
理 事	繁 澤 宏 明（株コムテックス代表取締役）
理 事	二 家 勝 明（日本ユニコム(株)代表取締役）
監 事	坂 本 嘉 山（セントラル商事(株)代表取締役）
監 事	細 金 英 光（株フジトミ代表取締役）
監 事	有 賀 文 宣（税理士）

(相談役)

相 談 役	下 山 彌壽男（元補償基金協会副理事長）
-------	----------------------

(運営審議会委員)

委 員 長	二 家 勝 明（日本ユニコム(株)代表取締役）
副委員長	秋 山 有 世（元日本経済新聞社編集局商品部長）
委 員	池 本 正 純（専修大学経営学部教授）
委 員	加 藤 敬（元国民生活センター相談部長）
委 員	加 藤 雅 一（岡藤商事(株)代表取締役）
委 員	下 山 彌壽男（元補償基金協会副理事長）
委 員	高 氏 侖（弁護士）
委 員	宮 裕（公認会計士）

(規律委員会)

委 員 長	二 家 勝 明（日本商品先物取引協会副会長）
副委員長	高 氏 侖（弁護士）
委 員	岡 地 和 道（岡地(株)代表取締役）
委 員	黒 木 幾 雄（委託者保護基金副理事長）
委 員	下 山 彌壽男（元補償基金協会副理事長）

委員	中澤忠義	(元東京工業品取引所理事長)
委員	宮裕	(公認会計士)
委員	森實孝郎	(元東京穀物商品取引所理事長)

(代位弁済審査会)

委員長	加藤雅一	(岡藤商事(株)代表取締役)
副委員長	石崎實	(丸梅(株)取締役)
委員	伊藤國光	(株東京穀物商品取引所執行役員)
委員	井浪一晃	(関西商品取引所常務理事)
委員	尾崎隆昌	(公認会計士)
委員	先崎和彦	(株東京工業品取引所常務執行役)
委員	中曾根淳	(日本商品先物取引協会自主規制グループ長)
委員	松永仁一	(株日本商品清算機構業務部長)
委員	村上久広	(光陽ファイナンシャルレートの(株)代表取締役)

(委託者保護制度検討委員会)

委員長	下山彌壽男	(元補償基金協会副理事長)
副委員長	岡地和道	(岡地(株)代表取締役)
委員	石海行雄	(エース取引(株)取締役副社長)
委員	石黒文博	(豊商事(株)代表取締役)
委員	岡本安明	(岡安商事(株)取締役会長)
委員	加藤雅一	(岡藤商事(株)代表取締役)
委員	車田直昭	(ドットコモディティ(株)取締役会長)
委員	杉原吉兼	(日本商品先物振興協会常務理事)
委員	高橋英樹	(株日本商品清算機構代表取締役)
委員	長尾梅太郎	(株東京工業品取引所代表執行役専務)
委員	畑野敬司	(株東京穀物商品取引所常務執行役員)
委員	二家勝明	(日本ユニコム(株)代表取締役)
委員	村上久広	(光陽ファイナンシャルレートの(株)代表取締役)
委員	守田猛	(日本商品先物取引協会副会長)

別表 (2)

会 員 異 動 状 況 表

	増	減		
平成22年 4月末日			37社	
5月末日	1	1	37社	(5月17日：加入) MF Global FXA証券(株) (5月21日：脱退) オムニコ(株)
6月末日			37社	
7月末日	1		38社	(7月28日：加入) クリック証券(株)
8月末日		1	36社	(8月2日：脱退) (株)アサヒトラスト (8月23日：脱退) オリオン交易(株)
9月末日			36社	
10月末日		1	35社	(10月29日：脱退) 三菱商事フューチャーズ(株)
11月末日			35社	
12月末日		1	34社	(12月28日：脱退) (株)中部第一
平成23年 1月末日	1	1	34社	(1月1日：加入) 日産セレクトリ-証券(株) (1月1日：脱退) GINGA PETROLEUM(SINGAPORE)PTE LTD
2月末日			34社	
3月末日			34社	

別表(3)

会員名簿及び分離保管弁済契約の対象契約型の一覧

(平成23年3月末日)

会員名	指定信託	分離預託	銀行保証	代位弁済
エース取引(株)		○		○
岡地(株)		○		○
岡藤商事(株)		○		○
エイチ・エス・フューチャーズ(株)		○		○
カネツ商事(株)		○		○
サンワード貿易(株)		○		○
新日本商品(株)		○		○
(株)アルフィックス		○		○
セントラル商事(株)		○		○
大起産業(株)		○		○
第一商品(株)		○		○
光陽ファイナンシャルトレード(株)		○		○
ローズ・コモディティ(株)		○		○
フジフューチャーズ(株)		○		○
(株)フジトミ	○	○		○
岡安商事(株)		○		○
丸梅(株)		○		○
北辰物産(株)	○	○		○
日本ユニコム(株)		○		○
(株)コムテックス		○		○
(株)共和トラスト		○		○
豊商事(株)		○		○
(株)アステム		○		○
モルガン・スタンレーMUFG証券(株)		○		○
ドットコモディティ(株)		○		○
今村証券(株)		○		○
クレディ・スイス証券(株)		○		○
(株)UHG		○		○
ニューエッジ・ジャパン証券(株)		○		○
JPアセット証券(株)		○		○
ひまわり証券(株)		○		○
MF Global FXA 証券(株)		○		○
クリック証券(株)		○		○
日産センチュリー証券(株)		○		○
34社				
合計	2	34	0	23